

# 『おもしろい 未来をたくす とうひょう日』

## 4月7日(日)は千葉県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙の投票日は、4月7日(日)です。千葉県の未来を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。お問い合わせは、選挙管理委員会☎483-1151(代表)へ。

### 八千代市で投票できる人

次の2つの要件を満たす人が投票できます。ただし、県外へ転出した人は、投票できません。

- ①平成13年4月8日までに生まれた日本国民
- ②平成30年12月28日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録され、本市の選挙人名簿に登録されている人

### 県内で住所を変更した人

#### ■市内で住所を変更した人

3月10日(日)までに市内で住所変更の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降に住所変更の届出をした人は、旧住所地の投票所で投票してください。

#### ■八千代市→ほかの市町村

本市の選挙人名簿に登録されていれば、本市で投票できます。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ■ほかの市町村→八千代市

県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が平成30年12月29日以降に本市に転入の届け出をした場合は、次の方法で投票できます。いずれの場合も「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示をするか、「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請をする必要があります。

- ①前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などの交付を請求し、3月30日(土)～4月6日(土)に、八千代市選挙管理委員会に持参して不在者投票をする(請求に必要な書類は、市ホームページでダウンロードするか、選挙管理委員会で入手できます)。
- ②3月30日(土)～4月6日(土)に、前住所地の期日

- 前投票所に行って投票する。
- ③投票日の4月7日(日)に、前住所地の投票所に行って投票する。
- 引き続き県内に住所を有することの証明書の発行  
次の場所で発行します。詳しくは戸籍住民課☎483-1151へお問い合わせください。
- ①3月30日(土)～4月6日(土)市役所1階戸籍住民課/午前8時30分～午後8時、支所・連絡所/午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日を除く)
- ②4月7日(日)市役所1階戸籍住民課/午前7時～午後8時

### 当日、投票に行けない人は期日前か不在者投票ができます

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は期日前投票ができます。投票の際に、入場整理券裏面にある宣誓書を記入してください。投票をスムーズに行うために、自宅で記入してください。入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所にある宣誓書に記入し、提出すれば投票できます。期日前投票所によって日時が異なりますので、注意してください。また、時間に余裕をもって来てください。

市役所第2別館1階第1会議室は、3月30日(土)～4月6日(土)午前8時30分～午後8時。ユアエルム八千代台店3階エルムスペース、イオンモール八千代緑が丘3F専門店ミーティングルーム、フルルガーデン八千代専門店モール2階会議室の3か所は、3月31日(日)～4月6日(土)午前10時～午後8時。

長期出張などで市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会でも不在

者投票ができます。郵送でのやり取りに時間がかかりますので、早めに請求してください。

### 病院に入院中の人などが利用できる投票

#### ■病院や施設に入院・入所している人の投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所でも不在者投票ができます。入院・入所先へ確認してください。

#### ■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて、障害の内容と程度が下の表の要件に該当する人、または介護保険被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などで不在者投票を行うには郵便等投票証明書が必要です。選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、事前に交付申請してください。申請書は市ホームページでダウンロードするか、選挙管理委員会で入手できます。投票用紙の請求は4月3日(水)までです。

	障害の内容	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症

郵便などで不在者投票ができる人で、次の要件を満たす人は代理記載制度を利用できます。  
▶身体障害者手帳に上肢、または視覚の障害の

### 消費者教室で学ぶインターネットのトラブル

ネット社会やカード社会と呼ばれるほど、幅広い年代が利用するインターネットやクレジットカード。悪質商法などのトラブルに巻き込まれる事件が後を絶ちません。消費生活センターでは、こうした問題の解決方法を学んでもらうため、消費生活相談員による消費者教室を行っています。2月には、高校生世代を対象に初めて八千代西高校で開催しました。市内在住か在勤・在学の人からなる団体やグループが対象。申し込みなど詳しくは、同センター☎(483)1151へ



▲高校生が被害者になることも

### 市ホームページに広告を掲載しませんか

市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。広告の原稿や電子データなどの作成に係る費用は自己負担です。掲載するには、八千代市有料広告取扱要綱と八千代市広告掲載基準の要件を満たす必要があります。要綱と基準は、市ホームページに掲載。掲載位置は、ページ下部のほか、トップページには広告がランダムで1枠だけ上部に表示されます。詳しくは、市ホームページに掲載している「ホームページ広告掲載要領」を確認してください。

▼規格 縦60ピクセル×横150ピクセル。容量20キロバイト以内。データ形式はGIF、JPEG、またはPNG。動画不可

▼掲載料 1か月2万円 ▼申し込み 市が委託する広告代理店に申し込んでください。枠に空きがある場合は、随時ホームページで募集しています

(広報広聴課)